

事業の概要

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」^{ワズ}コロナ時代における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。

支援の対象となる文化芸術活動・支援対象となる取組

- ◆ 対象：文化芸術関係団体・文化施設（公演等の開催に資金面での責任を持つ者）
- ◆ 分野：文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野
- ◆ 条件：不特定多数に公開することによって収入を上げることを前提とした積極的な活動であること
- ◆ 取組：
 - (1) 公演・演奏会・コンサート・ライブ、展覧会等を開催すること
 - (2) その際、下記のような文化芸術活動のイノベーションを図るような取組を行うこと
 - ・他の文化芸術団体とコラボレーションし、公演を実施すること
 - ・新たな専門性を有する実演家等を招聘し公演を実施すること
 - ・これまで訪問したことのない地域や文化施設（劇場・音楽堂等）で公演を実施すること
 - ・オンライン配信やyou tubeの投稿等、これまで実施していなかった客層へアプローチすること

*申請時に事業計画書の提出を求め、上記のような「積極的な活動」が含まれていることを確認するものとする。

対象となる活動

不特定多数の者に公開する公演や展示等の活動を行い、チケット収入を上げることを前提とした積極的な活動

〔本事業では公演等を実施する団体を支援することにより、そこからフリーランスや個人の方にも支援が届くことを意図しています。〕

積極的な活動の例

(1) 公演等（映画製作を含む）

- ・演出を変えて実施する公演
- ・新たな顧客を獲得するために観賞の仕方等の解説をした上で行う公演
- ・経験年数が少ない若手に役を配分して実施する公演
- ・新作公演、過去3年間で実績がなかった演目の公演
- ・配信等を行い顧客の拡大に取り組む公演
- ・観客の当該分野への理解等の涵養を図る活動を実施した上で行う公演 等

(2) 展示等

- ・特別展、企画展、常設作品のテーマ展示、新収蔵品の展示
- ・教育普及プログラム、ワークショップ、地域ゆかりの作家と共同して制作するプログラムを実施した上で行う展覧会 等

(3) ジャンル複合

- ・展覧会も含んだ公演、ギャラリー空間で行うパフォーマンス 等

補助対象者

- ・公演等活動の主催者の実績を持つ法人格を持つ文化芸術関係団体（文化施設の設置者又は運営者である地方公共団体、独立行政法人、指定管理者を含む）
- ・団体として公演等活動の主催者の実績を持つ任意団体
- ・個人として公演活動等の主催者の実績を持つ者が中核となる任意団体
- ・公演等活動の主催者の実績を持つ団体が中核となる実行委員会

※構成員や関与する個人に報酬を支払う団体であること

※公演等の主催者となるライブハウス、ミニシアターなども対象

補助額等

◎補助対象経費

公演等を行うために必要な活動費（配信等を行う場合の費用を含む）

（出演料、公演入替費、諸謝金、旅費、借損料、通信運搬費、消耗品費、会議費、雑役務費）

◎補助額

補助対象経費のうち、定額補助とする。（補助金（定額）の算定方法は公演等に関与する人員数、その他団体規模などを勘案した補助上限を検討中）

※補助上限額の中で複数の公演等を実施することができます。

◎事業実施期間

交付決定より12月末まで（予定）

ただし、令和3年の緊急事態宣言下における活動を支援するために、緊急事態宣言の発令日まで遡りを認める。

◎スケジュール

3月に事務体制等を構築し公募の準備を進め、4月中下旬に公募開始を見込む。

3回程度募集予定

◎緊急事態宣言を踏まえた対応

緊急事態宣言の発出にともない公演活動等の実施が困難となった文化芸術関係団体等について、開催準備のために発生した経費や動画作成費を含めた定額補助を行なう。また、J-LODliveの事前着手と同様に緊急事態宣言の発令日以前の事前着手を認める。

◎J-LODlive事業との切り分け

両事業の重複支援を避けるため、両事業による同一公演や同一シリーズへの支援は不可とする。なお、公演の内容、出演者・スタッフが異なる場合等総合的に判断し異なると判断できる場合には両事業に申請できることとする。

◎補助金の事後調整

J-LODlive事業と同様の取扱いとする予定。

※詳細について調整中であるため、今後内容が変更になる可能性があります。

○ARTS for the futureの事業期間（案）

- ・令和3年1月8日～令和3年12月末（始期は緊急事態宣言発出日の翌日）



○公演1が実施された場合... ARTS for the futureの対象として**遡及支援**

○公演1が実施されなかった場合... **キャンセル料の支援対象**となる



新たな公演を支援する

- ①宣言期間終了後に実施を予定している公演2～3を支援
- ②公演1の中止決定後に予定された公演Aを支援

※配信等により収益を強化する取組も支援

○ARTS for the futureのキャンセル料支援（案）

・対象となる内容

- 令和3年の緊急事態宣言の発出に伴い、緊急事態措置区域等で措置期間内に開催予定であった公演活動等が実施困難となった文化芸術団体等について、開催準備のために発生した経費及び動画作成費を支援。

・補助対象者

- キャンセルとなった公演・展覧会等の主催者としての文化芸術関係団体、任意団体

・補助額等

○補助対象経費

キャンセルとなって発生してしまった費用、映像制作・配信費用
(会場キャンセル料、チケット払い戻し手数料、リハーサル経費等)

○補助額

補助対象経費のうち定額補助とする。

・緊急事態宣言下の場所、期間等

公演実施場所	対象期間	緊急事態宣言発出日
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	令和3年1月8日～令和3年3月21日	2021年1月7日
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	令和3年1月14日～令和3年2月28日	2021年1月13日
栃木県	2021年1月14日～令和3年2月7日	2021年1月13日

○申請の簡素化（案）

○簡便な申請を可能とするよう、下記のような取組を行う。

（例）

・文化庁事業（二次補正「継続支援事業」やJ-L-O-D live事業に採択、精算が終了した事業者については、費用毎の積算を申請時には求めないこととする。

（但し、補助金額が自己収入等を大きく超える場合や補助金額が一定額を超える場合などには費用毎の積算を要求し事業計画を精査することとする。）

・団体要件については、二次補正事業での提出書類を最大限活用する。